

白山市建設工事指名競争入札参加者等選定要綱

平成 17 年 2 月 1 日

告示第 29 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、市が発注する建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項の規定による建設工事（以下「建設工事」という。）について、白山市財務規則（平成 17 年白山市規則第 44 号。以下「規則」という。）第 130 条の規定により指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準及び随意契約に係る見積書を提出する者の選定に関し法令その他別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(指名競争入札参加資格者)

第 2 条 建設工事の指名競争入札に参加することのできる者は、規則第 133 条の規定により準用する第 114 条第 2 項の規定により作成した請負業者有資格者名簿に登録された者（以下「有資格者」という。）とする。

(指名競争入札参加者の指名)

第 3 条 指名競争入札に参加する者を指名するときは、次に定める場合を除き、別表第 1 及び別表第 2 に定めるところにより、当該工事の工事種別ごとの発注予定金額に相当する前条の請負業者有資格者名簿による等級に属する有資格者の中から選定するものとする。

- (1) 当該工事の発注予定金額に相当する等級に属する有資格者が少数である場合及び地域性又は安定的施工のため必要と認める場合は、直近の上位又は下位の等級に属する有資格者を指名することができるものとする。
- (2) 前号の場合において、直近の上位又は下位の等級に属する有資格者がいないときは、別表第 2 に規定する指名業者数によらないことができる。
- (3) 特別な技術を要する工事又は特別の理由のある工事は、等級に関係なく指名できるものとする。

2 前項第 1 号に定める直近の上位又は下位の等級に属する有資格者を指名する場合の基準は、別表第 3 に定めるとおりとする。

(指名に当たっての留意事項)

第 4 条 指名競争入札に参加する者を指名するに当たっては、次に掲げる事項について特に留意しなければならない。

- (1) 請負業者が建設業法第 16 条に規定する下請契約を締結することが予想される建設工事にあつては、特定建設業の許可の取得の有無
- (2) 不誠実な行為の有無
- (3) 経営状況
- (4) 工事の成績
- (5) 工事施工能力
- (6) 当該工事に対する地理的条件
- (7) 手持の工事の状況等
- (8) 当該工事の施工に当たっての技術的適性
- (9) 安全管理の状況
- (10) 労働福祉の状況

2 前項各号に掲げる事項の運用基準は、別表第4に定めるとおりとする。

(指名の特例)

第5条 第3条の規定にかかわらず、当該工事について、次の各号のいずれかに該当する事情がある場合は、有資格者以外の者で建設業法第3条第1項の許可を受けて建設業を営むもの（以下「建設業者」という。）の中から指名することができるものとする。

- (1) 特に緊急を要するとき。
- (2) 工事の施工に特別の技術を要するとき。
- (3) 工事の施工について、法令の規定により官公署の許可又は認可を必要とし、当該許可又は認可を受けた者が少数であるとき。
- (4) 有資格者が少数又は皆無のとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特別に必要があると認められるとき。

(特別な指名競争入札)

第6条 第3条の規定にかかわらず、技術資料を提出させる等の特別な指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準は、別に定める。

(工事請負等業者選考委員会)

第7条 建設工事の適正な施工を図り、建設業者の指名その他必要な事項を審議するため、工事請負等業者選考委員会を設ける。

2 工事請負等業者選考委員会の事務について必要な事項は、別に定めるものとする。

(測量業者等の取扱い)

第8条 第2条、第3条第1項（各号を除く。）、第4条（第1項第1号を除く。）、第5条及び前条の規定は、市が発注する測量、建設コンサルタント等業務の指名競争入札に参加する者の指名について準用する。この場合において、第2条中「建設工事」とあるのは「測量、建設コンサルタント等業務」と、第3条中「次に定める場合を除き、別表第1及び別表第2に定めるところにより、当該工事の工事種別ごとの発注予定金額に相当する前条の請負業者有資格者名簿による等級に属する有資格者」とあるのは「有資格者」と、第4条第1項中「工事」とあるのは「業務」と、第5条中「工事」とあるのは「業務」と、「建設業法第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者（以下「建設業者」という。）」とあるのは「それぞれの法令による登録を受けて当該業務を営む者（以下「測量業者等」という。）」と、前条中「建設工事」とあるのは「測量、建設コンサルタント等業務」と、「建設業者」とあるのは「測量業者等」と読み替えるものとする。

2 測量業者等については、等級は付さないものとする。

(随意契約に係る見積書を提出する者の選定)

第9条 第2条から第5条まで及び第7条の規定は、市が発注する建設工事の随意契約に係る見積書を提出する者の選定について準用する。

2 前条の規定は、市が発注する測量、建設コンサルタント等業務の随意契約に係る見積書を提出する者の選定について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の松任市建設工事指名競争入札参加者等選定要綱（平成9年5月15日）又は美川町建設工事指名競争入札参加者等選定要綱（平成16年美川町告示第10号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年3月30日告示第92号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月9日告示第145号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成23年6月16日告示第147号）

この告示は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成25年5月29日告示第149号）

この告示は、平成25年6月1日から施行する。

附 則（平成29年11月10日告示第252号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和7年4月1日告示第98号）

この告示は、公表の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

白山市建設工事発注基準

区分		等級			
		A	B	C	D
土木一式 工 事	審査点数	840以上	839～730	729～620	619以下
	工事請負 額の範囲	3,000万円以上	1,500万円以上 3,000万円未満	500万円以上 1,500万円未満	500万円未満
ほ装工事	審査点数	800以上	799～690	698以下	
	工事請負 額の範囲	1,000万円以上	300万円以上 1,000万円未満	300万円未満	
建築一式 工 事	審査点数	780以上	779～680	679～590	589以下
	工事請負 額の範囲	5,000万円以上	2,000万円以上 5,000万円未満	500万円以上 2,000万円未満	500万円未満
管 工 事 (設備工 事)	審査点数	780以上	779～700	699～620	619以下
	工事請負 額の範囲	2,000万円以上	1,000万円以上 2,000万円未満	300万円以上 1,000万円未満	300万円未満
電気工事	審査点数	790以上	789～620	619以下	
	工事請負 額の範囲	2,000万円以上	300万円以上 2,000万円未満	300万円未満	
水道工事	審査点数	700以上	699以下		
	工事請負 額の範囲	800万円以上	800万円未満		
造園工事	審査点数	740以上	739～660	659以下	
	工事請負 額の範囲	1,000万円以上	300万円以上 1,000万円未満	300万円未満	
その他の 工 事	審査点数	750以上	749～720	719～680	679以下
	工事請負 額の範囲	1,500万円以上	700万円以上 1,500万円未満	300万円以上 700万円未満	300万円未満

備考

- 1 等級及び審査点数とは、それぞれ第2条の請負業者有資格者名簿に定める等級及び総合点数（経営事項審査点数に主観点数を加算したもの）をいう。
- 2 管工事（設備工事）とは、管工事（上水道工事を除く。）、電気通信工事、清掃施設工事、消防施設工事及び機械器具設置工事をいう。

別表第2（第3条関係）

指名競争入札における指名業者数の基準

工事（予定価格）金額	指名業者数	摘要
200万円超 500万円未満	6者以上	ただし、土木一式工事については、左記基準に2者を追加する。
500万円以上 1,000万円未満	8者以上	
1,000万円以上 3,000万円未満	10者以上	
3,000万円以上	12者以上	

別表第3（第3条関係）

1 直近上位又は下位の等級に属する有資格者を指名する場合の基準

等級	指名できる有資格者の等級及び割合	摘要
A	等級がAである者 50%以上 等級がBである者 50%未満	ただし、等級がAである工事の発注予定金額の下限額の1.5倍を超える発注予定金額の工事については、等級がBである者を指名することができない。
B	等級がAである者 50%未満 等級がBである者 50%以上	
C	等級がBである者 50%未満 等級がCである者 50%以上	
D	等級がCである者 50%未満 等級がDである者 50%以上	

備考 ただし、特に必要があるときは、この割合によらないことができる。

別表第4（第4条関係）指名に当たっての留意事項の運用基準

留意事項	運用基準
1 請負者が建設業法第16条に規定する下請契約を締結することが予想される建設工事にあつては、特定建設業の許可の取得の有無	
2 不誠実な行為の有無	<p>次の事項に該当する場合は、指名しないものとする。</p> <p>①白山市建設工事請負業者の指名停止に関する要綱に基づく指名停止期間中であること。（別途制定予定）</p> <p>②市の発注に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続していることから請負者として不適當であると認められること。</p> <p>ア 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。</p> <p>イ 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。</p> <p>③警察当局から、市に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれらに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している場合等明らかに請負者として不適當であると認められること。</p>
3 経営状況	<p>手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である場合は、指名しないものとする。</p>
4 工事の成績	<p>(1) 工事成績等が優良であるかどうかを総合的に勘案するものとする。</p> <p>(2) 優良工事の表彰等を受けていること等工事の成績が特に優良である場合は、十分尊重するものとする。</p>
5 工事施工能力	<p>完成工事高、有資格技術職員数を勘案するものとする。</p>
6 当該工事に対する地理的条件	<p>当該地域での工事实績等からみて、当該地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に施行できるかどうか総合的に勘案するものとする。</p>
7 手持の工事の状況等	<p>(1) 手持ち工事の件数及び工事現場従業員の保有状況から判断して当該工事を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案するものとする。</p> <p>(2) 当該年度の指名及び受注状況を勘案し、指名が特定の有資格者に偏しないよう配慮するものとする。</p>

<p>8 当該工事の施工に当たっての技術的適性</p>	<p>次の事項に該当する場合は、技術的特性を評価するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 当該工事と同種工事について相当の施工実績があること。 ② 当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる工事の施工実績があること。 ③ 地形、地質等自然条件、周辺環境条件等当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。 ④ 発注予定工事種別に応じ、当該工事を施行するに足りる有資格技術職員が確保できると認められること。 ⑤ 当該工事を施工するに足りる機械装備が確保できると認められること。
<p>9 安全管理の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1)安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不相当であると認められるときは、指名しないものとする。 (2)安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案するものとする。 (3)過去2年間に死亡者の発生又は休業4日以上を負傷者の発生がないこと等安全管理成績が特に優良である場合は、十分尊重するものとする。
<p>10 労働福祉の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1)賃金不払に関する労働省からの通報があり、当該状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不相当であると認められるときは、指名しないものとする。 (2)建設業退職金共済組合又は中小企業退職金共済事業団と退職金共済契約を締結しているか、又は証紙の購入若しくはちょう付が不十分かどうかを総合的に勘案するものとする。 (3)建設労働者の雇用・労働条件の改善に取り組み表彰を受けていること等労働福祉の状況が特に優良である場合は十分尊重するものとする。